

欠格要件について

令和元年9月14日施行版です。

次のいずれかに該当する場合は、許可は受けられません

- ① 許可申請書又はその添付書類中に、重要な事項について虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合
- ②
 - a. 法人の場合は、法人自体・役員・相談役・顧問・発行済み株式の5%以上を有する個人株主・出資総額の5%以上を出資している個人出資者・営業所長などの建設業法施行令第3条に定める使用人が次のアからコまでのいずれかに該当する場合
 - b. 個人事業主の場合は、事業主本人・支配人・営業所長などの建設業法施行令第3条に定める使用人が次のアからコまでのいずれかに該当する場合
 - c. 法人の役員または個人が営業に関し、成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人が次のアからコまでのいずれかに該当する場合
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定める者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
 - ウ 不正手段で許可を受けた等により、許可を取り消され、取り消し日から5年を経過していない者、又は取り消しを避けるために廃業届を提出し、届出日から5年を経過しない者
 - エ 許可の取り消し処分を避けるために廃業届を提出した事業者について、許可の取り消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に、その法人の役員等もしくは政令で定めた使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出日から5年を経過しない者
 - オ 適切に工事を施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼす恐れが大きいとき、或いは請負契約に関し不誠実な行為をしたこと等により、営業停止を命じられ、その停止期間中の者
 - カ 営業を禁止され、その営業禁止期間中の者
 - キ 禁固以上の刑に処せられ、刑の執行が終わり、又はその刑を受けることが無くなった日から5年を経過しない者
 - ク 以下の法律に違反し、罰金刑に処せられ、刑の執行が終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - a 建設業法
 - b 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定められたもの
 - c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - d 刑法の第204条（傷害）、第206（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）
 - e 暴力行為等処罰に関する法律
 - ケ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - コ 暴力団員等がその事業活動を支配している者